

患者のみなさまへ

**当院では、令和 年 月から「ベースアップ評価料」を算定いたします。**

＜ベースアップ評価料とは＞

- ・産業全体で賃上げが進む中、医師を除く医療従事者の賃上げを諮ることを目的に、令和6年度の診療報酬改定で、国が新しくつくった診療報酬の制度です。
- ・患者さんの初診料や再診料に「ベースアップ評価料」として上乗せさせていただきます。
- ・「ベースアップ評価料」としていただいた費用については、全額を当院の従業員（看護師等）へ支払います。
- ・「ベースアップ評価料」としていただいた費用は、医師には支払われません。

**ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。**

**院長**